

(新) 福島環境回復・創造等調査・研究拠点整備費補助

13,958百万円(0百万円)

総合環境政策局総務課環境研究技術室

1. 事業の必要性・概要

平成24年3月に成立した福島復興再生特別措置法に基づき、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めた「福島復興再生基本方針（以下、「基本方針」という。）」が、24年7月に閣議決定されたところ。

基本方針においては、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策として、放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等のための必要な措置を講ずることとされていること、新たな産業の創出等に寄与する研究開発の推進等のための施策として、復興庁が中心となって取りまとめている「福島研究開発・産業創造拠点構想（仮称）」に基づいて、福島における各種の拠点整備を図ることとしており、福島県が設置する「福島県環境創造センター（仮称）」の整備を支援する。

2. 事業計画（業務内容）

文部科学省が平成23年度補正予算に計上した「福島県環境創造センター（仮称）」を置くための福島県原子力災害等復興基金80億に、施設整備費、運営費、研究費を上乗せするための補助金を交付する。

完成後は、同センターにおいて、環境放射能等のモニタリング、除汚技術、汚染廃棄物・土壌等の処理技術の評価・開発、環境中での動態解明、生態系影響等の解明のための研究を行い、情報発信・提供等を行う。

3. 施策の効果

放射性物質の環境中の動態解明、放射性物質汚染廃棄物・土壌等の処理・処分技術の評価・開発等、さらなる研究開発の推進を通じて、福島において子どもや親たちをはじめとする住民が安全に安心して生活する環境を回復する。

また、地元の住民が安心して豊かな生活を営める環境を実現する等のための新たな産業の創出等に寄与する。

福島環境回復・創造等調査・研究拠点整備費補助 (福島県環境創造センター(仮称)の整備)

平成25年度予算要求額 13,958百万円【新規】

原子力災害により、福島県の自然環境と生活環境は放射性物質に広く汚染され、多くの県民がふるさとを離れ、今なお将来の見通しもたたない状況にある。

【自然環境】

- ・水
- ・大気
- ・土壌
- ・森林
- ・野生生物

【生活環境】

- ・住宅
- ・道路・公園
- ・食物(農林水産物等)
- ・田畑
- ・廃棄物
- ・汚泥(下水等)

福島復興再生特別措置法 福島復興再生基本方針(閣議決定)

- 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発
- 福島における各種研究開発・産業創造等の拠点の整備

国による支援・運営等のサポートによる環境創造センター整備

福島県環境創造センター(仮称)の機能、実施事業等

- ① 環境放射能等のモニタリング
 - ・きめ細かな環境放射能モニタリング、データの一元管理・解析等
- ② 調査・研究
 - ・一般環境中の放射性物質の除染技術・動態解明研究
 - ・汚染廃棄物・土壌等の処理処分技術等の開発
- ③ 情報収集・発信
 - ・環境放射能モニタリングデータの収集・発信
 - ・放射線・除染や農林水産物の安全性データの収集・発信
- ④ 教育・研修・交流
 - ・環境放射能に関する学習活動の実施・支援・人材育成・技術研修
 - ・国内外の研究者、研究機関等との連携

子どもたちが
安心して快適に
暮らせる
環境づくり